

八街市教育委員会議事録

令和5年第8回定例会

期 日 令和5年8月24日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時50分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代

出席職員	教 育 部 長	土 屋 武 志
	教 育 総 務 課 長	富 谷 和 恵
	学 校 教 育 課 長	一 瀬 祐 彦
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	図 書 館 長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 濟
	教育総務課副主幹(事務局)	幸 野 慎 一

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和5年第8回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は5名全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に吉田委員と橋爪委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和5年7月14日から8月23日まで、教育長が出席しました主な行事及び教育長の動静についてご報告します。

7月15・16・17日及び23日 印旛郡市民スポーツ大会バスケットボール、空手道、陸上競技及び弓道競技の激励をしました。なお、7月16日開催の空手道大会（酒々井小学校）へ浅尾教育長、山田職務代理、橋爪委員、同日の柔道大会（八街中学校）へ並木委員、吉田委員に会場を訪問していただき参加選手を激励いただきました。お忙しい中大変にありがとうございました。

この度の印旛郡市民スポーツ大会には15競技、245人が参加し、バレーボール男子優勝、ソフトテニス女子優勝、ソフトボール女子2位、ソフトボール男子3位、軟式野球3位、柔道3位、ゴルフ3位、空手道3位、クレール射撃3位で、総合成績は8市町中5位の成績を収めました。

なお、並木委員及び橋爪委員より後ほどご報告をお願いします。

7月30日 図書館にて、育休刑事シリーズや戦力外捜査官シリーズがドラマ化されている小説家・推理作家である似鳥 鶏先生と市長とともに対談しました。先生は、千葉県生まれで、ご両親が市内に在住しており、高校から大学の3年間、八街市に両親とともに生活をしておりました。この度縁あって図書館で先生の作品コーナーを設けたことで、今回の対談になりました。今後も、図書館事業に様々な形でのご協力をお願いします。

8月2日 第4期八街市通学路安全プログラム危険箇所点検に同行しました。参加者は、佐倉警察署交通課、印旛土木事務所、道路河川課、防災課、安心安全担当官等で、2日・3日の2日間で市内各小学校から出された危険箇所の点検を行うものですが、教育長は2日の実住小学校区、通称竹内十字路及び八街東小学校区の小学校わきの通学路点検に同行しました。

8月3日 成田国際文化会館にて、印旛地区特別支援教育70周年記念講演会に参加しました。この講演会には、関西国際大学 鳥居深雪教授による「特別支援教育のこれまで、そしてこれから」と題した記念講演が行われました。

8月19日 中央グラウンドにて、第6回印旛郡市少年野球大会開会式に出席しました。この大会は、印旛郡市少年野球連盟が主催する大会で、スポーツ少年団に加盟する21チーム、750人が参加し、八街市を会場に9月9日まで熱戦を繰り広げ、優勝チームはろうきん杯千葉県大会に出場します。

8月20日 市役所で行われました、二十歳を祝う会第1回実行委員会に出席しました。この委員会は、市内4中学校区から選出された二十歳のみなさん20名で構成されており、当日は12名が参加しました。式典の内容や社会貢

献について話し合いが行われ、実行委員会の提案により、式典当日、落花生の郷やちまた応援寄付金として募金を募り、歩道整備等に充ててもらうことが決定しました。また、当日までに切手及び書き損じはがきの回収をお願いし、社会福祉協議会に引き渡し、二十歳の社会貢献とすることが決定しました。実行委員会のメンバーは、次回10月8日に市長との懇談会に臨みます。

なお、二十歳を祝う会は、令和6年1月7日日曜日に二部形式で行われ、午前中の第一部は八街中学校区・八街北中学校区、午後の第二部では、八街中央中学校区・八街南中学校区が対象として行われることになりました。

8月21日 特別会議室にて令和5年度第1回総合教育会議に臨みました。今回の議題は、移動図書館車の現状について及びスポーツプラザの利用状況について、教育委員の皆様にも出席をいただき、市長との有意義な意見交換の機会となりました。委員の皆様のご協力に改めてお礼申し上げます。

8月22日 図書館にてジュニア司書おはなし会を見学しました。この事業は、ジュニア司書養成講座を受講している7名の中学生が講座で学んだことを市民に対して披露するもので、おはなし会の構成やポスター及びチラシづくり、当日の呼び込みなども7名の受講生が行い、実施したものです。当日は25人の参加者があり、受講生は緊張している様子でしたが、練習の成果を発揮し素晴らしいおはなし会となりました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対し、質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回議事録について7月13日に開催しました第7回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしておりますが、内容について、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、後ほど議事録署名人からのご署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

それでは本日の議題を宣告します。

本日の案件は、議案第1号の議案1件、第1号報告と第2号報告の報告2件

です。

それでは、議案第1号市立幼稚園の教育環境の在り方についてお諮りいたします。事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

資料の2ページ及び別紙議案第1号市立幼稚園の教育環境の在り方について（案）をご覧ください。

市立幼稚園の教育環境の在り方については、7月14日に開催されました八街市子ども子育て会議で、この（案）を教育委員会の方針として提示し、ご意見を伺いました。

そのなかで、委員の皆さんから、いただいたご意見、ご質問について、主なものをご報告します。

まず「今後は、この方針に基づいて、公立幼稚園の適正配置を行っていくものと理解していいのか。」というご質問に対しては、そのように理解していただきたいとお答えしました。

また、障がいのある子どもが十分に幼児教育を受けられるための合理的配慮については、「パブリックコメントの実施のほか、アンケート等で障がい児についての意見の吸い上げを行うのが望ましい」また、適正規模については、「各年代で5人以上、縦割り保育により10人以上とあるが、経験上、同学年で10人以上が望ましいと思う」といった意見がありました。

このほか、「適正な人数についての考えはいろいろあると思うが、障がい児の受け入れについては公立幼稚園の使命としてしっかりと考えていただきたい」などの意見がありましたが、この方針に反対するという意見はありませんでした。

また、八街市協働のまちづくり条例第16条の規定により、7月19日から8月17日までの30日間、パブリックコメントを実施したところ、市民の皆さまからの意見等はありませんでした。

以上のことから、市立幼稚園の教育環境の在り方については、この（案）を教育委員会の方針として決定してよろしいかお諮りするものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【質疑応答】

○教育長

それでは、ただいまの説明に対してご質問等がありましたらお願いします。

○教育長

確認ですけども、パブリックコメントを実施して意見や質問等是一件もなかったということではよろしいでしょうか。

○教育総務課長

ありませんでした。

○教育長

他にはいかがでしょうか。

市内の幼稚園の在り方を検討していく上での土台となる方針となりますので、今後の道筋を示すことができるものと考えているところです。

それでは、議案のとおり可決することについてご異議ありませんでしょうか。

<異議無し>

異議無しと認め、議案第1号について、可決することに決定しました。

次に第1号報告専決処分について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

資料の3ページ及び別紙第1号報告「専決処分書」をご覧ください。

本件は、物損事故による損害賠償の額等を定めることについて、市長から本委員会に意見が求められましたが、教育委員会会議でご審議いただく時間がなかったことから、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものです。

事故の内容は、令和5年4月12日、午後1時30分頃、八街市立交進小学校敷地内において、強風により同敷地内の樹木の枝が折れ、直下付近に駐車をしていた職員の車両に接触し損傷したものです。令和5年7月14日付けで示談が成立し、同7月24日付けで市長が専決処分したことにより、車両の修理及び修理期間中の代車に係る費用として、313,610円を損害賠償金として支払ったものです。

以上で報告を終わります。

○教育長

1点補足しますと、この件につきましては、8月9日に開催された市議会の臨時会の中で報告をされているところです。

ただいまの説明報告に対して質問等がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

○並木委員

質問ではないのですが、交進小学校といえば樺の枝ですか。

○教育総務課長

野馬土手にある大きな樺です。

○教育長

そのことに関連して、その後、各市内の小中学校幼稚園の敷地内の樹木の状況については確認をして、また落下するような恐れのあるものについては、とりあえず応急的な措置ではありますが、伐採等を済ませていることを報告しま

す。

その他にどうでしょうか。

では特になければ以上で第1号報告を終わります。

次に第2号報告教育施設の使用について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

資料の4ページ及び別紙第2号報告をご覧ください。

本件は、教育施設の利用について、令和5年7月26日付けで本委員会に協議があり、教育委員会会議でご審議いただく時間がなかったことから、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、7月31日付けで、市長に対して、本委員会として教育施設の使用を承諾する旨、回答したことを報告するものです。

内容につきましては、本市の児童クラブの運営に関するものです。

現在、児童クラブは16か所で運営しているところですが、今年度は、八街東児童クラブで待機児童が生じており、また実住児童クラブにおいても定員に達している状況です。

このことから、来年度以降も待機児童が生じる可能性があり、その対応として、児童クラブの増設が必要となったため、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、八街第一幼稚園及び実住小学校の教室を使用することについて、市長から教育委員会に協議がありました。

このことについて、それぞれの施設管理者の意見をふまえ、八街第一幼稚園については園舎東側のプレイルーム、実住小学校については校舎1階会議室を児童クラブとして使用することについて承諾したものです。

なお、使用期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、その後は必要に応じて1年毎に協議を行うこととしました。

以上で報告を終わります。

○教育長

この件も補足しますと、8月9日に開催されました市議会の臨時会におきまして、八街市児童クラブの設立及び管理に関する条例の一部改正が可決されています。

この臨時会議の議案として上程するために時間的に教育委員会会議でお諮りする時間がありませんでしたので、私の臨時代理により対応したところです。

【質疑応答】

ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

<質疑等なし>

○教育長

第一幼稚園・実住小学校ともに教室の配置上特段の問題はないということですので、待機児童の解消に少しでも貢献できればと考えているところです。

それでは以上で第2号報告を終わります。

以上で本日の議題は終了しました。

続いて教育委員報告があります。

7月に競技が行われました印旛郡市民スポーツ大会について、教育委員の皆さまにも空手と柔道を激励していただいたところですが、両競技の様子や感想などをご報告いただければと思います。

では柔道を視察していただいた並木委員からお願いします。

○並木委員

報告いたします。柔道を吉田委員と共に激励にまいりました。選手の皆さんを見ると非常にやる気があるといいますか、闘志に燃えた感じでありました。以上報告いたします。

○教育長

ありがとうございました。

続きまして、空手を視察していただきました橋爪委員からお願いします。

○橋爪委員

私は、浅尾教育長、山田委員と共に7月16日に小学校で行われた空手の激励に行ってまいりました。当日はとても暑く、選手もたくさんの汗を流していました。

コロナの影響で色々大変なこともあったかと思いますが、皆さんの気合いの入ったとても素晴らしい演技を間近で見ることができ、空手をとても身近な競技として感じました。

○教育長

私もバスケットボール女子の試合を視察しました。四街道市との試合では終了3分前まで3点リードしていたのですが、その後の3分間の間に、反則等によって徐々に点差を詰められてしまい、最終的には1点差で負けてしまいました。是非次回の大会での健闘を期待したいと思います。

では、もう1点、私から、8月3日に行われました印旛地区特別支援教育講演会について報告します。

この講演会の講師は関西国際大学の鳥居深雪先生ですが、この方は千葉県の習志野市の小学校で勤務をして、特別支援学級で指導を行っていた先生です。お話の全体の流れとしては多様性に対する考え方というテーマでした。いわゆる、日本型教育はこれまでは多様性をできるだけ全体の枠の中に当てはめていこう、という方向性で指導してきたのですが、これからの特別支援教育では、個々の子どもたちの特性に応じ、多様性をもっと大事にする指導をしなければいけない、そういう趣旨のお話をいただきました。当日は、印旛地区の特別支援学級の担任の先生方も講演をお聞きしましたが、多様性をどのように

尊重したら良いのか、活かしていったらいいのかというところでは戸惑いを感じた方も多かったという印象を受けました。一方で今回の講演は、これからの特別支援教育に必要な考え方ですので2学期以降の子どもたちの指導に活かしていただければよいと感じたところです。

以上で教育委員報告を終わります。

6. その他

○教育長

本日の議題は終了しましたが、その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

それでは、本日の日程はこれをもって終了し、閉会とします。
ありがとうございました。

令和5年第8回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 5年 8月24日(木)
午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録の承認について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 市立幼稚園の教育環境の在り方について

(2) 報告事項

第1号報告 専決処分について

第2号報告 教育施設の使用について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和5年7月14日～令和5年8月23日

日付	曜日	時間	場所	内容
7/14	金	15:00	ホテルウェルコ成田	第2回印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会
〃	〃	16:00	〃	第2回印旛地区教育長会議
7/15	土		印西市、	印旛郡市民スポーツ大会激励（バスケット）
7/16	日		酒々井町	印旛郡市民スポーツ大会激励（空手）
7/17	月		佐倉市	印旛郡市民スポーツ大会激励（陸上）
7/18	火	9:10	第1会議室	部課長会議
〃	〃	10:00	特別会議室	行財政改革推進本部会議
〃	〃	15:00	川上小学校	教頭会
7/19	水	11:00	市長室	藤本育英会理事長来庁
〃	〃	13:10	第1会議室	指定管理者選定委員会
7/23	日	9:30	スポーツプラザ	印旛郡市民スポーツ大会激励（弓道）
7/26	水	14:00	中央公民館	第2回社会教育委員会議
〃	〃	16:00	八街中央中学校	八街市学校運営研修会
7/30	日	13:30	図書館	似鳥鶏先生来庁
8/1	火	9:00	教育長室	教育委員会連絡会議
〃	〃	17:15	明朗塾	めいろう夏まつり
8/2	水	9:00	実住小学校・八街東小学校	八街市通学路交通安全プログラム危険箇所点検
8/3	木	13:20	成田国際文化会館	印旛地区特別支援教育70周年記念講演会
8/4	金	10:00	八街中央中学校	校長会研修会
8/7	月	9:10	特別会議室	庁議
8/9	水	10:00	議場	市議会臨時会
8/16	水	9:10	第1会議室	部課長会議
8/18	金	13:30	中央公民館	教育講演会
8/19	土	8:00	中央グラウンド	第6回印旛郡市少年野球大会開会式
〃	〃	10:00	けやきの森公園	八街ふれあい夏まつり
8/20	日	14:00	第1会議室	二十歳を祝う会実行委員会
8/21	月	10:00	特別会議室	総合教育会議
〃	〃	16:00	八街中央中学校	八街市学校運営研修会
8/22	火	10:00	健康教室	民生委員推薦会
〃	〃	14:00	図書館	ジュニア司書おはなし会
8/23	水	11:00	教育長室	北総教育事務所来庁
〃	〃	13:30	〃	印旛郡市文化財センター来庁

議案第1号

市立幼稚園の教育環境の在り方について

八街市教育委員会は、市立幼稚園の教育環境の在り方についてを別添のとおり決定する。

令和5年8月24日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第1号報告

専決処分について

八街市教育委員会は、物損事故による損害賠償の額等を定めることについて、市長から意見を求められたことから、臨時代理により異議無い旨回答したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和5年8月24日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第 2 号報告

教育施設の使用について

「八街市児童クラブの設立及び管理に関する条例」の一部改正に伴う教育施設の使用について、市長から教育委員会に協議があったことから、臨時代理により承諾する旨回答したので、八街市教育委員会行政組織規則第 6 条第 2 項の規定により報告します。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

市立幼稚園の教育環境の在り方について（案）

1. 幼児にとって望ましい教育環境

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。文部科学省では、「幼稚園は、同年代の幼児との集団生活を営む場であり、幼児は集団生活を通して、多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝えあい、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身につけていく。」と示しております。

学校教育法の規定に基づく幼稚園設置基準では、「学級の幼児数は35人以下を原則とする。」と示されておりますが、下限人数の明記はありません。

平成23年に文部科学省が、社団法人全国幼児教育研究協会へ委託し行った、幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究では、「幼児の集団形成や協同性の育ちを培うためには、学級の人数が11人から15人程度で集団での関わりを重視し始める」との調査結果があります。

少人数学級の場合、指導が行き届くことが期待される一方、人と関わる経験が限られることや、子ども同士で折り合いをつけることが難しくなること等が予測されます。これにより小学校に上がった時のギャップが大きくなる等の課題があり、幼児教育の成果をあげ、小学校への円滑なつながりを持たせていくためには、幼児の多様な関わりの中、グループ同士が刺激し合うことにより成長できる環境が求められます。

2. 適正規模～1学級の最低人数について～

市立幼稚園3園の意見では、「4歳児の後半になると2人組から3人組へと遊びのグループが変化し、4歳児の特性から3人組になるとトラブルが多くなり自己コントロールの必要性が出てきます。このような様々な葛藤を得て、次第に3人から4人へと遊びのグループが増えていき、5人いれば、2人グループ、3人グループの体験が可能になります。」との意見がありました。

1グループ5人の小集団では一人ひとりが自己の存在感を確認することができ、2グループになると、グループが相互に刺激し合い、時には合同で協力することが可能となりますが、少人数学級ではその達成が難しくなります。

こうしたことから、幼児教育が成り立つ園児数の基準は、4歳児・5歳児ともに5人以上、縦割り保育の場合には全体で10名以上と考えます。

3. 障がいのある子どもが十分に幼児教育を受けられるための合理的配慮

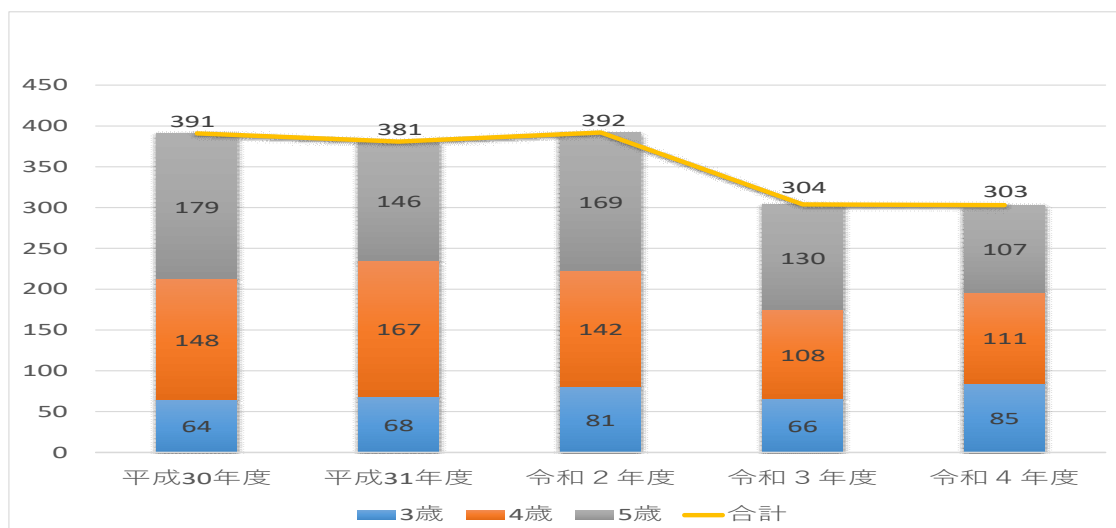
障がいのある子どもが、他の子どもと平等に幼児教育を受ける権利を享有・行使することを確保するための教育環境整備を検討していきます。

市立幼稚園の教育環境の在り方に関する資料

1. 市内幼稚園・保育園及び認定こども園の在園児の状況

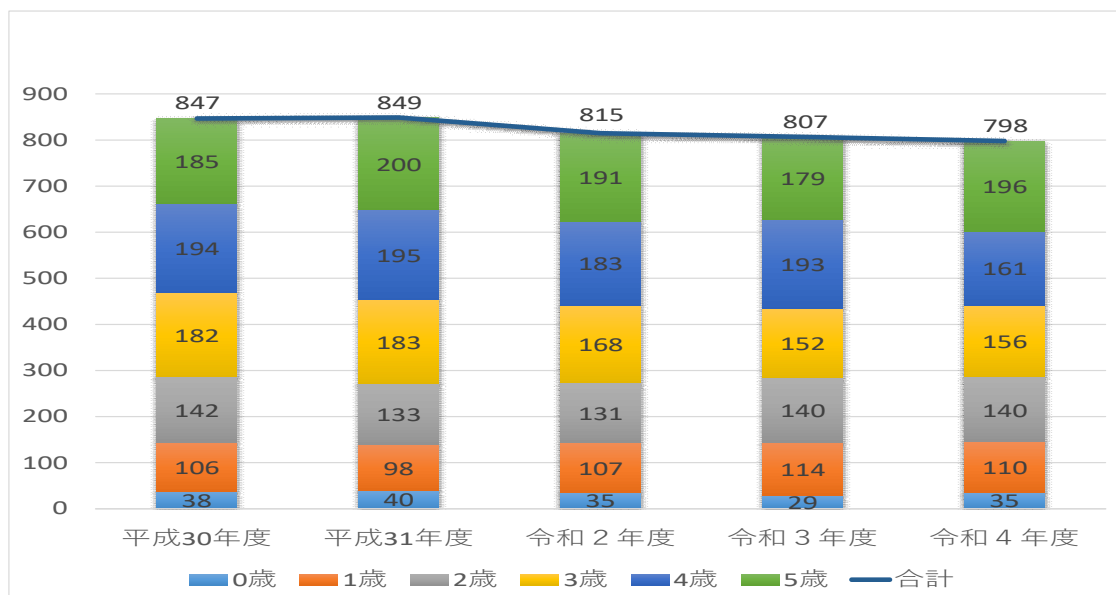
(1) 市内の幼稚園は、市立幼稚園3園、私立幼稚園2園があり、市立、私立とも在園児は、減少傾向から横ばい傾向にあります。令和3年に新たに幼稚園から認定こども園に移行しています。

幼稚園児の推移



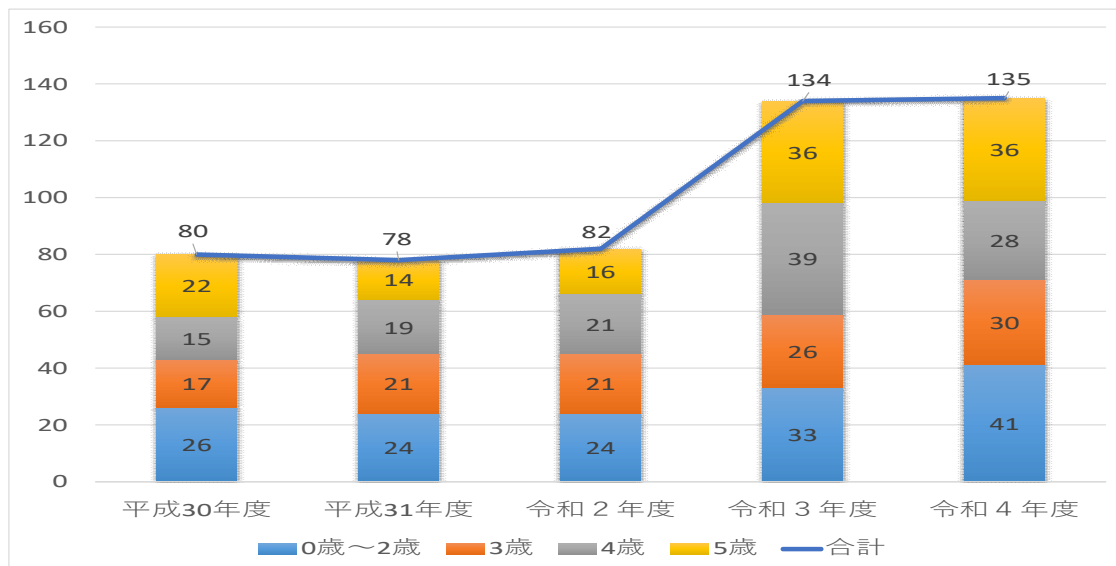
(2) 市内の保育園については、市立保育園が6園、私立保育園2園あり、新たに2園の認定こども園が開設した事もあり、在園児数は、増加傾向から横ばい傾向にあります。

保育園園児の推移



(3)市内には認定こども園が2園あり、平成28年開設後、年々増加傾向にあり、このニーズに対応するため、令和3年に新たに幼稚園から認定こども園に移行しています。

子ども園児の推移



2. 本市の児童数の推移と見込み

(1)0歳から6歳未満までの幼年人口と15歳未満の年少人口の減少が、総人口の減少と比べて顕著となっています。

(2)令和元年の合計特殊出生率は1.07で、全国平均の1.36や県平均の1.28と比較しても低く、人口置換水準に及ばなく、出生率のみでの人口の維持が困難な状況にあります。

*合計特殊出生率=各年齢(15～49歳)の女性の出生率を合計したもの

*人口置換水準=2.07～2.08(人口を維持するために必要な合計特殊出生率)

(3)八街市子ども・子育て支援事業計画における将来児童数の推移では、令和4年度の必要量(予想園児数)とサービス供給量(見込み定員数)の関係を充足率で表わしており、市内の保育園等については、0歳児から5歳児の必要量(予想園児数)の、948人に対し、供給量(見込み定員数)は、1,141人で充足率120.4%と見込んでおります。また、市内の幼稚園については、必要量(予想園児数)350人に対し供給量(見込み定員数)797人で充足率、227.7%と見込んでおりますが、令和4年度の市内幼稚園の実園児数は303人で、予想園児数よりも47人下回っており、幼稚園の充足率は予想よりも高くなっている状況です。

(4)少子高齢化の影響もあり、市内の児童数は確実に減少傾向に進むと推測されます。

3. 幼稚園・保育園の課題

全国的な人口減少、少子高齢化のなか、核家族化の進展や共働き家庭の増加を受け、長時間の保育が可能な保育園のニーズは一定数あり、幼保無償化の影響にもより、保育園の入所率は高く待機児童の発生が見られたものの、令和3年度当初の待機児童数はゼロとなっています。

一方で幼稚園は、学校教育法に基づき教育の基礎を培うことを目的とした教育施設という観点から、一定数のニーズはあるものの、短時間保育や長期休暇等の理由により、幼稚園の入所率は市全体の平均で40%を下回り、大きく定員割れをしています。

市内の児童数は確実に減少傾向に進むと推測される状況の中、私立幼稚園については、子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育と保育機能の両方を提供する、認定こども園へ移行した園もあります。

このような状況の中、市立幼稚園については、園児の減少により少数クラスとなることで、集団生活を通しての教育の低下を招きかねない状況となっています。

4. 幼稚園・保育園の施設数について

教育・保育施設は将来を担う子供たちが、家庭を離れて集団生活を体験し、子供たちの生涯にわたる人間形成の基礎となる原体験を積む大切な場所です。

集団での活動は友達との関わり合いの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験を通して、互いが切磋琢磨し、ともに成長することが出来ます。

このため、個の成長が集団の成長に関わり、集団における活動が個の成長を促すといった関連性に十分留意しながら、一定規模の集団で教育・保育を受けることができるよう、需給バランスの均衡化を図る必要があると考えます。

5. 今後の市立幼稚園・保育園の配置基準の考え方について

以上の状況を踏まえ、今後の市立幼稚園・保育園の配置基準の考え方については、次のとおりとします。

(1) 市立保育園

市立保育園については、核家族化の進展や共働き家庭の増加を受け、長時間の保育が可能な施設のニーズは一定数あり、定員に対しての入所率も高いことから、現在の施設を維持し、適切な施設運営に努めて行く必要があるため、引き続き園児数の動向を注視しながら施設の維持に努めていきます。

(2) 市立幼稚園

市内の幼稚園については、園児数は横ばい傾向にあるものの、定員を満たしておらず、幼稚園需要の大半を私立幼稚園でカバーすることが可能な状況になっており、供給過剰な状況が続くと見込まれます。

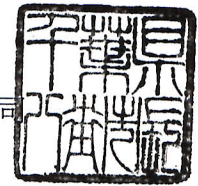
また、園児の減少により少人数クラスとなることで、集団生活を通しての幼児教育の低下を招きかねない状況となっていることから、幼児教育の低下を防ぎ質を確保するため、市立幼稚園については、園児数の基準を別に設定し、配置基準の検討を行います。

専 決 処 分 書

次のとおり、物損事故による損害賠償の額等を定めることにつき地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和 5年 7月24日

八街市長 北 村 新 司



1 損害賠償の額 313,610円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所



(2) 氏名 杉浦 公子

3 和解条項

(1) 八街市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、
金313,610円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と八街市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 事件の概要

令和5年4月12日午後1時30分頃、八街市八街ろ111番地33、八街市立交進小学校敷地内において、風の影響により同敷地内の樹木の枝が折れ、直下付近に駐車をしていた相手方の車両へ接触し損傷した。

八教総 第18号
令和5年7月31日

八街市長 北村 新司 様

八街市教育委員会
教育長 浅尾智康
(公印省略)

教育施設の使用について (回答)

令和5年7月26日付け八子児第308号で協議のあった教育施設の使用について、下記のとおり児童クラブとして使用することについて承諾する。

記

1. 使用を許可する施設

(1) 名称 実住小学校
所在地 八街市八街ほ301番地
使用する部分の面積 校舎1階 会議室 68㎡

(2) 名称 八街第一幼稚園
所在地 八街市八街ほ78番地2
使用する部分の面積 園舎東側 プレイルーム 64.8㎡

2. 使用期間

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

※ 但し、当該施設管理者と別途協議し、教育に支障の無いよう配慮すること。



八子児第308号
令和5年7月26日

八街市教育委員会
教育長 浅尾 智康 様

八街市長 北村 新司
(公印省略)

教育施設の使用について (協議)

本市においては、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例に基づき各小学区ごとに第一実住児童クラブ以下15カ所を運営しております。令和4年度については待機児童がない状況で運営しておりましたが、令和5年度現在は八街東児童クラブにおいて待機児童が生じており、また、実住児童クラブにおいても定員に達している状況です。

上記2ヶ所については、来年度以降も待機児童が生じる可能性があり、早急な対策が必要であることから、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例を改正し、八街第一幼稚園及び実住小学校の教室を使用(別添参照)することについて教育委員会の承諾を得たいので協議します。

なお、実住小学校については、現在週2日で小学校1・2年生を対象として開所している放課後子ども教室を、本教室終了後に高学年の児童クラブとして使用する予定です。



別紙

1. 使用を希望する施設

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 名称 | 実住小学校 |
| 所在地 | 八街市八街ほ301番地 |
| 使用する部分の面積 | 校舎1階 会議室 68㎡ |
| (2) 名称 | 八街第一幼稚園 |
| 所在地 | 八街市八街ほ78番地2 |
| 使用する部分の面積 | 園舎東側 プレイルーム 64.8㎡ |

2. 使用目的 児童クラブとして借用

3. 使用期間 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
※令和7年度以降も毎年度使用申請を行います。

八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第15号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例 第1条及び第2条（略）			（名称、位置及び定員） 第1条及び第2条（略）		
（名称、位置及び定員） 第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			（名称、位置及び定員） 第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
第一実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	50人	第一実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	42人
第二実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	50人	第二実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	41人
第三実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	40人	第三実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	41人
（新設）			第四実住児童クラブ	八街市八街ほ301番地	41人
第一八街北児童クラブ	八街市泉台3丁目17	30人	第一八街北児童クラブ	八街市泉台3丁目17	40人
第二八街北児童クラブ	八街市泉台3丁目17	30人	第二八街北児童クラブ	八街市泉台3丁目17	40人
第一川上児童クラブ	八街市大谷流867番地1	40人	第一川上児童クラブ	八街市大谷流867番地1	40人
第二川上児童クラブ	八街市大谷流867番地1	40人	第二川上児童クラブ	八街市大谷流867番地1	40人
第一朝陽児童クラブ	八街市八街は19番地2	60人	第一朝陽児童クラブ	八街市八街は19番地2	45人
第二朝陽児童クラブ	八街市八街は19番地2	40人	第二朝陽児童クラブ	八街市八街は19番地2	40人
交進児童クラブ	八街市八街ろ111番地33	45人	交進児童クラブ	八街市八街ろ111番地33	45人
二州児童クラブ	八街市山田台1番地	40人	二州児童クラブ	八街市山田台1番地	40人
笹引児童クラブ	八街市八街へ199番地133	40人	笹引児童クラブ	八街市八街へ199番地133	39人

沖児童クラブ	八街市沖1033番地	30人
第一八街東児童クラブ	八街市八街ほ78番地2	30人
第二八街東児童クラブ	八街市八街ほ78番地2	30人
第三八街東児童クラブ	八街市八街ほ40番地1	30人
(新設)		

第4条から第10条まで (略)

沖児童クラブ	八街市沖1033番地	25人
第一八街東児童クラブ	八街市八街ほ78番地2	39人
第二八街東児童クラブ	八街市八街ほ78番地2	39人
第三八街東児童クラブ	八街市八街ほ40番地1	39人
第四八街東児童クラブ	八街市八街ほ78番地2	39人

第4条から第10条まで (略)